

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針

～当面 5 年間（令和元年度～令和 5 年度）の考え方～

北海道足寄郡足寄町

本町の森林面積は 116,133 ヘクタールと総面積の 8 割以上を占めており、そのうち民有林は約 37,869 ヘクタール、町有林を除く一般民有林（私有林等）は約 28,936 ヘクタールあります。

町では、この恵まれた森林資源を保持し、50 年循環のシステム林業を構築するため、これまで、国や道の森林整備事業や町単独の事業を利用し、森林の整備を進めてきました。しかしながら、森林所有者の高齢化や採算性の悪化による経営意欲の低下などから、整備が行き届かない森林の増加が懸念されています。また、間伐・皆伐時における作業道の無秩序な開設や作業道の管理放棄などにより、適正な森林施業や健全な森林の保全が課題となっています。

以上のことから、本町では、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成につながる取り組みを、計画的かつ効果的に進めます。

1 森林整備の推進

森林経営計画を作成し、所有者自らが計画的に整備を進めている森林を対象に、森林環境譲与税を活用して民有林の整備を一層推進します。また、造林事業の効率化に資するため、林道や作業道の維持管理を推進します。

2 人材育成・担い手確保

町内で森林整備事業等を実施し、北海道林業事業者登録制度に登録している事業者は 10 社ありますが、林業就業者の高齢化が進むとともに、新規就業者の確保が難しい状況にあります。そのため、町内で森林整備事業等を実施する事業者が行う通年雇用化に直結する事業や、林業従事者の労働安全確保のための事業等を支援し、労働環境の改善に伴う新規就業者の確保を推進します。

3 森林行政体制の強化

新たな経営管理制度などに対応するため、専門職員の新規雇用等、より一層の森林行政体制の強化を推進します。